農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から認可申請のあった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

## 令和7年10月24日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を受ける土地

所有権の移転を受ける		所有権の設定を受ける土地	
氏名又は名称	住所	別有催の畝足で支げる工地	
公益財団法人長野県農業開発公社	長野市	安曇野市三郷明盛63番2	

所有権の移転を受ける		所有権の設定を受ける土地	
氏名又は名称	住所	別有権の政定を支げる工地	
降旗 文郎	安曇野市	安曇野市穂高有明114番1	他1筆
飯沼 竜也	安曇野市	安曇野市穂高牧58番	
長﨑 公哉	安曇野市	安曇野市豊科光8880番	

2 農用地利用集積等促進計画を認可した日 令和7年10月24日

農村振興課